

**KDDI 株式会社及び
沖縄セルラー電話株式会社
から提出された
四半期報告の概要及び確認の結果**

**平成26年度第 4 四半期
(平成26年12月～平成27年 3 月)**

この資料は、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から提出された四半期報告(※)の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

<報告概要>

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成28年6月末の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。高度特定基地局によるサービスについても、今四半期では開始に至っていない。

2 特定基地局の整備計画

<3.5GHz帯－特定基地局>

特定基地局数：0局（開設計画では平成26年度末に0局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成26年度末で0%）

<3.5GHz帯－高度特定基地局>

高度特定基地局数：0局（開設計画では平成26年度末に0局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成26年度末で0%）

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについては、KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社と直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は27者である。

5 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置

認定開設者4者において、以下のとおり実施している。

<既設の無線局等との混信防止>

- ・宇宙無線通信の業務を行う地球局との混信回避（KDDI株式会社所属の地球局4局との干渉調整）について、平成26年12月24日に当該地球局の免許人（KDDI株式会社）と協議を開始し、共用条件等について詳細検討を実施。

<他の認定開設者との混信防止>

- ・平成26年12月24日に認定開設者間の協議を開始。
- ・平成27年3月末に、認定開設者間において、同期する周波数範囲、同期タイミング及びフレーム構成に関する内容を合意。

<受信設備に係る体制>

- ・平成26年12月24日に認定開設者間の協議を開始し、以下内容について合意。
 - －認定開設者で協同して窓口を設置すること。
 - －当該窓口設置時期は平成27年10月目途とすること。
 - －窓口業務の一部を業務委託すること。
- ・窓口業務の業務委託内容について協議を実施。
- ・平成27年10月目途に開設予定としている窓口の設置までの間、問い合わせに対応するため、平成27年2月に暫定窓口を設置し、問い合わせがあった者と認定開設者間で同一周波数の受信専用設備等に関する対応方法について協議を実施。

6 電波の能率的な利用の確保

<指定済周波数を使用する基地局の整備状況>

○基地局

開設数：58,446局（開設計画では平成26年度末に59,787局）

人口カバー率：99.5%（開設計画では平成26年度末で99.5%）

○4G基地局

開設数：20,812局（開設計画では平成26年度末に26,598局）

人口カバー率：59.5%（開設計画では平成26年度末で65.9%）

<特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数>

0人（開設計画では平成26年度末に0人）

<特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率>

53.0%（開設計画では平成26年度末で53.0%）

その他、開設計画に記載された技術の開発・運用については、開設計画どおり順調に取り組んでいる。

7 その他

<高度特定基地局の整備計画について>

3.5GHz帯40MHz幅（8×8MIMO、64QAM）の高度特定基地局について、平成31年度末までに1,000局程度の開設を目指す旨の報告があった。

<確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき概ね適切に実施されていることを確認した。

なお、指定済周波数の基地局及び4G基地局の開設数について平成26年度末の計画値より遅延が生じているが、平成27年度末までに遅延を解消して開設計画を達成する予定との報告が行われており、総務省としては進捗状況について引き続き注視していくこととした。

また、高度特定基地局の整備計画については、通信量が特に多い都市部において、利用者利便が損なわれることのないよう、特定ひっ迫区域における高度特定基地局の開設の一層の促進に努めることとの条件を付しており、総務省としては進捗状況について引き続き注視することとした。